

24 陳情 第 8 号	坂町 10 番地 11 の建築基準法第 42 条第 2 項道路判定 結果に関する陳情
付託委員会	環境建設委員会
受理及び付託 年 月 日	平成 24 年 6 月 4 日受理、平成 24 年 6 月 11 日付託
陳情者	新宿区坂町————— 代表 ————— ほか 3 名

## ( 要 旨 )

- 1 建築基準法第 42 条第 2 項道路決定に至る前に関係者に対する説明がなく、突然の一方的な決定は住民軽視である。最低限、関係者の承諾・十分な説明と理解を得られるようにして欲しい。
- 2 周辺住民の証言（S49 年及び H 元年）や歴史的事実の経緯を十分調査してから決定すること。  
また、過去に 4 度の通路判定事実を無視した結論に対しても、関係者全員が納得出来る説明をして欲しい。推定推測の判定資料は不信を抱き、地権者同士でありながら判定による不公平は不信の連鎖である。
- 3 公文書公開から「私道の調査ご協力」の締め切り 4 日前に結論が出た記録がある。「決定先ありき」で形式的な調査である。真摯な判定を要望する。
- 4 上記 1、2、3 により、坂町 10 番地 11 の建築基準法第 42 条第 2 項道路判定を白紙に戻してください。

## ( 理 由 )

- 1 建築主の救済と説明した行政の一方的な判定は不公平である。判定により資産減少を強いられる私たちに説明がないのは非民主的行為に当たるため、これを改めること。
- 2 問題の通路は行き止まり（幅約 2 m 奥行き 20 m 前後）で階段を含む通路境界線も中心線も未確定の中、この判定により、私たちは大幅なセットバックと角切りと道路斜線を突然強制される。  
この件を含め、安定ある将来と安心できる住民生活を送れるようにして欲しい。
- 3 行政保管の通路認定歴史 4 件と坂町 10 番地周辺の過去調査書、法務省の閉鎖登記簿謄本の記載を重要視して欲しい。